国立国会図書館 調査及び立法考査局
Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	中学校部活動の地域展開等の現状と課題
他言語論題 Title in other language	Current Status of and Challenges Faced in Regional Expansion of Junior High School Club Activities
著者 / 所属 Author(s)	伊藤 克尚（ITO Yoshitaka）/ 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員　文教科学技術調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス（The Reference）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	909
刊行日 Issue Date	2026-9-20
ページ Pages	31-60
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
摘要 Abstract	中学校部活動を地域展開する改革について、改革に関する国の方針を定めた「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に沿って現状と主たる課題を概観する。

＊ この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
＊ 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

国立国会図書館
National Diet Library, Japan

中学校部活動の地域展開等の現状と課題

国立国会図書館　調査及び立法考査局
専門調査員　文教科学技術調査室主任　伊藤　克尚

目　　次

はじめに
Ⅰ　部活動改革の背景
　1　少子化の加速と部活動
　2　教員の長時間勤務の常態化と部活動
Ⅱ　部活動の「地域展開」等の推進の現状と課題
　1　部活動改革の取組方針等
　2　地域展開等の課題
　3　令和８年度における国の関連予算
　4　自治体における取組例
Ⅲ　部活動をめぐる諸問題
　1　活動時間の適正化
　2　体罰及び暴言等の不適切な指導
　3　部活動中の事故への対応
　4　過剰な競技重視・勝利至上主義の弊害
　5　大会・コンクールの在り方と見直しの動き
　6　次期の学習指導要領に向けた検討
おわりに

キーワード：公立中学校、部活動の地域展開、部活動改革

要　旨

① 少子化の進展に伴い中学生世代の人口数が減少し、学校の働き方改革が進められている中で、学校が担ってきた部活動は持続可能なものでなくなっている。文部科学省では、生徒のスポーツや文化芸術活動への機会を将来的にわたって保障するため、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」）を策定し、令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度までの 6 年間を「改革実行期間」と位置付け、この期間内に原則として休日は全ての学校部活動において「地域展開」の実現を目指すこと、平日についても、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することとした。

② これに先立つ「改革推進期間」における取組により、休日に関しては地域展開等が「着実に進捗」し、一方、平日については休日と比べるとその進捗は緩やかな状況で「少しずつ進捗」していると評価されている。今後の改革には、部活動の地域展開等の推進体制の整備、部活動を地域クラブ活動として行う担い手や指導者の確保、活動場所・施設の確保、地域展開等によって新たな保護者の負担となる参加費等の設定、障害のある生徒の活動機会の確保など様々な課題がある。一部の自治体では、既に学校部活動を廃止、あるいは、令和 8（2026）年度中に廃止をして地域クラブ活動に展開することを予定しているところもある。

③ 学校の部活動では、活動の長時間化、指導者による暴力的指導、部活動中の事故、競技大会等での好成績を目指すための過剰な競技志向・勝利至上主義による弊害などかねてから指摘されてきた問題がある。今後の部活動改革においても、これらの問題に対応し、部活動あるいは地域クラブ活動を適正なものにする取組も求められている。

④ 部活動の地域展開等は、地域の実情により段階的に進められることとなっており、今後の展開によっては様々な課題が地域差・地域格差として、生徒のスポーツ・文化芸術活動への参加機会の保障や教員の関与の仕方に現れてくる可能性もあり、「改革実行期間」のモニタリングや予定されている「中間評価」の重要性が高まるものと思われる。

はじめに

現在、主に公立の中学校を対象として、これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域のクラブ活動へ展開する改革が本格的に進められている。改革の背景には、少子化の進展と学校における働き方改革の必要性の高まりがある(1)。

我が国の部活動は長い歴史を有し、これまで様々な問題(2)を抱えつつも、児童生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ仕組みとして機能してきた。今般の改革は、今後、少子化が進展する中でも、引き続きその機会を保障するための大きな改革であるとされる。

本稿では、Ⅰ章において改革の背景、Ⅱ章において部活動の地域展開等の現状と主な課題を概観する。Ⅲ章では、過剰な競技志向や暴力的指導など、これまでも部活動をめぐって問題とされてきた論点を幾つか取り上げる。

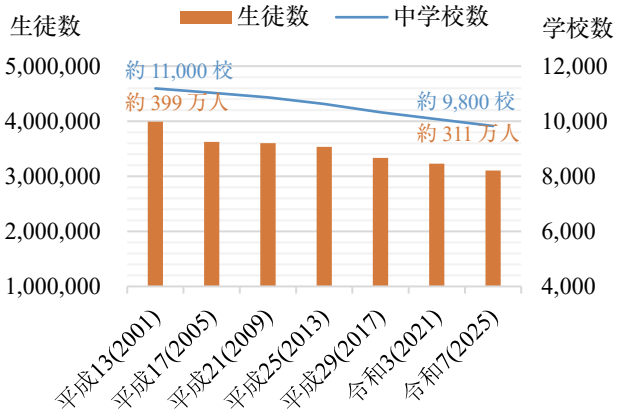
なお、部活動の地域展開等は主として公立中学校を対象としているため、本稿においても論じる対象は、特に断らない限り同様である。

Ⅰ　部活動改革の背景

1　少子化の加速と部活動

少子化の影響により、国公私立の中学校数と生徒数は減少の一途をたどっている。中学校は平成 13（2001）年の約 11,000 校から令和 7（2025）年に約 9,800 校となり、同時期に、生徒数は約 399 万人から約 311 万人に減少した（図 1）。

図 1　中学校の生徒数と学校数の推移（平成 13（2001）年度～令和 7（2025）年度）



（出典）各年度の文部科学省「学校基本調査」<https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/1267995.htm> を基に筆者作成。

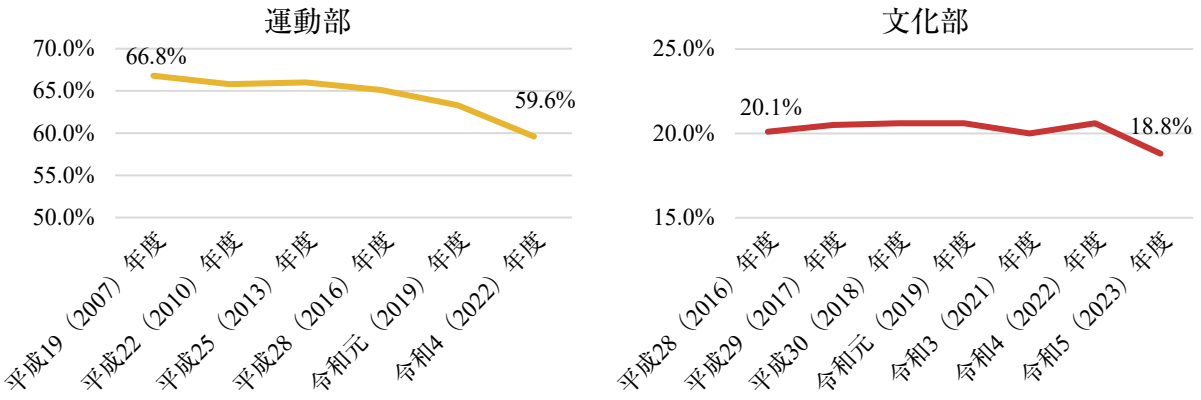
＊本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和 8（2026）年 8 月 13 日である。

(1)　スポーツ庁・文化庁「部活動改革に関する最近の動き」（学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ（第 1 回）　配付資料 2-1）2026.2.6, p.2. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260204-spt_oripara-000047118_02_01.pdf>

(2)　中澤篤史『運動部活動の戦後と現在―なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか―』青弓社, 2014; 神谷拓『運動部活動の教育学入門―歴史とのダイアローグ―』大修館書店, 2015 では、運動部活動をめぐる諸問題について歴史的経緯等を踏まえて詳細に研究されている。長沼豊編著『部活動改革 2.0―文化部活動のあり方を問う―』中村堂, 2018 では、文化部活動に焦点を当て、その実態と課題、解決に向けた方策等を歴史的観点からの考察も含めて、文化部活動の在り方が提案されている。

少子化による生徒数の減少は、部の数の減少と、1部当たりの参加者の減少[3]をもたらしている[4]。その結果、生徒達は十分な練習ができず、試合やコンクールなどへの参加も難しく[5]なり、単独で活動できない部は複数校が合同で活動する方式（合同部活動）や、「拠点校方式」[6]と言われる対応によって生徒達の活動機会を維持している。運動部に関し、令和7（2025）年度の複数校合同部活動実施チーム数[7]は3,232チームで、5年前（令和2（2020）年度）の1,775チーム[8]に対して、約1.8倍になっている。部員の減少が原因で、休部や廃部に至っているとの調査結果[9]もある。また、近年は様々な要因[10]によって部活動参加率も低下傾向にある（図2）。

図２　近年の中学生の運動部・文化部の参加率の状況



（注）国公私立を含む。男女合計の参加率。
（出典）スポーツ庁・文化庁「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」（地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第1回）　参考資料2）2024.8.29, pp.3, 7. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_oripara-000037750_00120.pdf> を基に筆者作成。

文部科学省の資料によれば、平成5（1993）年に約488万人であった中学生世代（12歳～14歳）の人口数は2033年には約259万人まで減少することが予測されている[11]。

---

(3)　運動部に関し、部の数は平成19（2007）年度から令和4（2022）年度の比較で約7%減少、1運動部当たりの部員数は、平成19（2007）年度の19.7人から令和4（2022）年度は16.9人に約14%減少している。（スポーツ庁・文化庁「部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ・文化芸術環境の整備について」（地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第1回）　参考資料2）2024.8.29, p.2. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_oripara-000037750_00120.pdf>）
(4)　友添秀則「運動部活動改革とこれから求められる地域スポーツクラブ＜運動部＞活動」同編著『運動部活動から地域スポーツクラブ活動へ―新しいブカツのビジョンとミッション―』大修館書店, 2023, p.4.
(5)　文化部で最も設置率の高い吹奏楽部について、全日本吹奏楽コンクールまでつながる部門である「大編成」の数が減少し、全国大会につながらない部門である「小編成」の数が増加しているという。（スポーツ庁・文化庁前掲注(3), p.8.）
(6)　「在籍校に希望する部活動がない、希望する部活動はあるが専門的に指導できる顧問がいない場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れる方式」（「拠点校方式による部活動参加にあたって」2025.1.7. 八王子市ウェブサイト <https://www.city.hachioji.tokyo.jp/tantoumadoguchi/026/007/p004790.html>）
(7)　公益財団法人日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査集計表　令和7年度」2026.1.27, p.[13]. <https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/themes/nippon-chutairen/file/kameikou/ 令和7年度加盟校調査集計（確定値）.pdf>
(8)　公益財団法人日本中学校体育連盟「加盟校・加盟生徒数調査集計表　令和2年度」2021.3.12, p.[13]. <https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/themes/nippon-chutairen/file/kameikou/ 令和２年度加盟校調査集計（確定値）.pdf>
(9)　スポーツ庁『運動部活動等に関する実態調査報告書　平成29年度』東京書籍, 2018, p.10. <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/__icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1403173_2.pdf>
(10)　神奈川県教育委員会が実施した調査によると、部活動や地域のクラブ等に所属しない、または、やめた理由について、中学生の場合「塾や勉強があるから」「自由に遊べる時間が欲しいから」「やりたい内容の部やクラブなどがないから」という回答が上位を占めている。（神奈川県教育委員会「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査報告書」2023.6, p.37. <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/11575/r3bukatuchousa.pdf>）
(11)　スポーツ庁・文化庁　前掲注(3), p.1.

更なる少子化によって、学校の部活動を現状の形で維持することは困難になり、生徒にスポーツや文化芸術活動を経験できる機会を保障できなくなる、と指摘されている(12)。

2　教員の長時間勤務の常態化と部活動

(1) 学校教育における部活動の位置付け（部活動と「学習指導要領」）

学校の部活動は、教員の献身、善意あるいは自己犠牲によって支えられていると言われることがある(13)が、それは、部活動が正規の教科ではない課外活動であることと関係している。

各中学校では、学校教育目標の達成に向けた教育計画である「教育課程」（いわゆるカリキュラム）を編成する。この「教育課程」の編成は「学習指導要領」(14)を基準として行われる。

平成 20（2008）年の中学校学習指導要領改訂時に、学校教育活動は、全ての子どもたちを対象とした「教育課程内」の学校教育活動と、希望する子どもたちが主体的に参加して行われる「教育課程外」の学校教育活動とに大別され、中学校の部活動は教育課程「外」の学校教育活動に位置付けられる(15)とともに、この改訂時に初めて教育課程との関係が具体的に示された(16)。

平成 29（2017）年度に改訂された現行の中学校学習指導要領では、学校運営において、教育課程「外」の学校教育活動と教育課程との関連が図られるように留意することとするとともに、部活動の性格と教育的意義、それが学校教育の一環であること、地域の人々と協力しつつ持続可能な運営体制を整えるようにすることを示している。該当部分の全文は表 1 のとおりである。

表 1　中学校学習指導要領上の部活動の位置付け

第 1 章 総則　第 5 学校運営上の留意事項 ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵（かん）養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（出典）「中学校学習指導要領」（平成 29 年 3 月 31 日文部科学省告示第 64 号）p.27. <https://www.mext.go.jp/content/20230120-mxt_kyoiku02-100002604_02.pdf>

⑿　友添　前掲注⑷, p.4; 運動部活動の地域移行に関する検討会議「運動部活動の地域移行に関する検討会議 提言」2022.6.6, pp.4-5. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20220722-spt_oripara-000023182_2.pdf>; 文化部活動の地域移行に関する検討会議「文化部活動の地域移行に関する検討会議 提言」2022.8.9, pp.5-6. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/pdf/93755101_02.pdf>

⒀　「教師の勤務を要しない日（休日）の活動を含めて、**教師の献身的な勤務**によって支えられており」（強調・下線は原文のまま）との表現がある。（「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」2020.9, p.1. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf>）「名古屋大学・内田良、学校部活動は「本当に地域移行できるのか」問題のカギ 教員の「善意・ただ働き」という前提から脱却を」2023.7.14. 東洋経済オンラインウェブサイト <https://toyokeizai.net/articles/-/685158?display=b> も参照

⒁　学習指導要領は、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）に基づいて作成され、文部科学大臣の告示によって公示される。「告示は、法令又は条例、規則等に基づき、指定・決定などの処分その他の事項を外部に公示する形式であり、広く一般に知らせることを目的とするため、それ自体が法的拘束力をもつことはない。しかし、学習指導要領は、学校教育法 33 条の規定に基づいて同法施行規則 52 条の委任により、「教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。」とされているため、行政解釈としては、法規命令の性格を持つとされている。」（窪田眞二・澤田千秋『教育法規便覧―学校の法律がこれ 1 冊でわかる―　令和 8 年版』学陽書房, 2026, p.120.）（中学校学習指導要領の場合も同様に、学校教育法第 48 条の規定に基づく同法施行規則第 74 条において「中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする」とされている。）

⒂　中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」2008.1.17, p.30. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/information/20230210-mxt_kouhou02-1.pdf>

⒃　西島央・矢野博之「部活動の学習指導要領上の位置付けと歴史的変遷」『月刊生徒指導』39(10), 2009.8, p.9.

さらに中学校学習指導要領解説[17]には、「部活動は教育課程外の活動であり，その設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり，また，全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく，生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すること。」[18]とある。また、必ずしも教員が指導しなければならないものではない、とされている[19]。

しかしながら、部活動は生徒の自主的･自発的な活動とされる一方で、生徒「全員が所属し、活動も原則参加する」との方針を採用する公立中学校が3割存在するという調査結果[20]がある。加えて、中学校の部活動の顧問に「教員全員が当たることを原則としている」学校の割合が88.4%に上るという調査結果[21]もある。

(2) 教員の長時間勤務の常態化

OECD（経済協力開発機構）は、学校の学習環境と教員及び校長の勤務環境に焦点を当てた国際調査である「国際教員指導環境調査（TALIS: Teaching and Learning International Survey）」を行っている。これまで4回調査が行われており、我が国は、第2回（平成25（2013）年）から第4回（令和6（2024）年）まで3回参加している[22]。

第2回の調査結果によれば、我が国の中学校の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長で、このうち、教員が授業に使ったと回答した時間が参加国平均と同程度である一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長いという結果になった[23]。第3回調査（平成30（2018）年）においても同様の傾向であり、中学校教員は「課外活動の指導（例：放課後のスポーツ活動や文化活動）」の時間が特に長いという結果になった[24]。第4回調査（令和6（2024）年）では、前回調査と比べ課外活動、事務業務の減少等により、中学校教員の仕事時間は大幅に改善したが、1週間当たりの仕事時間は前回に引き続き参加国中で最長であった。

---

⑰ 大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するもの。（文部科学省『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編』東山書房, 2018. <https://www.mext.go.jp/content/20251029-mxt_kyoiku01-100002608.pdf>）

⑱ 同上, p.127.

⑲ 「部活動につきましては、教科の位置づけではございませんで、学習指導要領にございます総則に規定されております学校教育の一環として実施される活動となっております。その設置、それから運営につきましては、法令上の義務ではございませんで、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものでありまして、学校の判断により実施しない場合もあり得るというふうに考えられます。また、設置される場合でありましても、必ずしも教員が指導などを行わなければならないというものではございませんで、部活動指導員や外部指導者が担うということも可能なものとなっております。」（第208回国会衆議院文部科学委員会議録第5号　令和4年3月30日　p.14.（串田俊巳政府参考人答弁）<https://kokkai.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=120805124X00520220330#page=14>）

⑳ スポーツ庁　前掲注⑼, p.10.

㉑ スポーツ庁『全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書　平成29年度』2018, p.156. <https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2018/02/13/1401299_7.pdf>

㉒ 「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）」国立教育政策研究所ウェブサイト <https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/talis/index.html>

㉓ 国公私立が対象、また中等教育学校前期課程含む。学内総勤務時間は、参加国平均38.3時間に対して我が国は53.9時間、課外活動時間は参加国平均2.1時間に対して我が国は7.7時間。（「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）のポイント」pp.1, 8. 国立教育政策研究所ウェブサイト <https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/talis/imgs/talis_points.pdf>）

㉔ 国公私立が対象、また中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含む。「OECD国際教員指導環境調査（TALIS）2018報告書―学び続ける教員と校長―のポイント」pp.1, 3. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/__icsFiles/afieldfile/2019/06/19/1418199_2.pdf>

また、この調査でも授業準備・事務業務・課外活動が長いという特徴はあるが、いずれも前回と比べて縮減傾向にある、との結果となった[25]。

文部科学省が実施した平成 28（2016）年度の教員勤務実態調査においては、中学校の教諭の 1 週間当たりの学内総勤務時間は、その前の回の調査（平成 18（2006）年）よりも増加していた。土日の教諭の勤務時間については、中学校で部活動の時間が増加した[26]。令和 4（2022）年度の調査では、前回（平成 28（2016）年度）調査と比較して、平日・土日共に在校等時間が減少したものの、依然として長時間勤務の教師が多い状況であった[27]。令和 7（2025）年 6 月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 68 号。以下「給特法等改正法」）の附則第 3 条において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の 1 か月の時間外在校等時間を令和 11（2029）年度までに平均 30 時間程度に削減することを目標としているところ、文部科学省の調査によれば、同法で目標が規定された 1 か月平均時間外在校等時間は、中学校教諭で約 40 時間という状況になっている[28]。なお、公立学校の教員には時間外勤務手当は支給しないこととされており、代わりに「教職調整額」が支給されることになっている[29]。

教員の多忙化と長時間勤務が常態化する中で、本来の校務に加えて平日、土日の部活動関連業務への対応によって教員とその家族に多くの負担がかかっているという状況が頻繁に報じられてきており[30]、今後も教員の負担のみに依存する形では学校部活動の持続可能性を維持することができないことも部活動改革の背景にある。

⑵⑸ 国公私立が対象、また中等教育学校前期課程及び義務教育学校後期課程を含む。仕事時間は前回調査より 1 週間当たり 4 時間減少した。（「OECD 国際教員指導環境調査（TALIS）2024 報告書のポイント」pp.[1], 1. 国立教育政策研究所ウェブサイト <https://www.nier.go.jp/05_kenkyu_seika/talis/pdf/talis2024_point.pdf>）

⑵⑹ 学内総勤務時間は 60 ～ 65 時間未満の者の割合が最も高くなっていた。部活動の増加時間は 1 時間 3 分であった。（「教員勤務実態調査（平成 28 年度）について」（運動部活動の地域移行に関する検討会議（第 2 回）配付資料資料 1）2021.12.2, pp.1-3. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20211202-spt_sseisaku02-000019265_2.pdf>）

⑵⑺ 「教員勤務実態調査（令和 4 年度）集計【確定値】（概要）」p.1. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20240404-mxt_zaimu01-100003067-1.pdf>

⑵⑻ 「令和 7 年度 教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査【結果概要】」2026.3, p.5. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20260323-mxt_kyoikujinzai01-000047785.pdf>

⑵⑼ 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和 46 年法律第 77 号）（以下「給特法」）は、公立の小学校、中学校等の教員に時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給しないこととし、代わりに「教職調整額」を支給すると定めている（第 3 条）。令和 7（2025）年の通常国会（第 217 回国会）で、給特法が改正され、改正前に給料月額の 4% であった教職調整額の率を令和 8（2026）年から暦年で 1% ずつ段階的に引き上げ、令和 13（2031）年からは 10% になることとなった（給特法附則第 2 項）。また、令和 8 年度予算では、土日等に部活動の指導業務に従事した場合に支給される「部活動指導手当」が見直され、これまで 3 時間程度の業務で日額 2,700 円とされていたところ、令和 8 年度予算においては日額 3,900 円とするとしている。（文部科学省「令和 8 年度予算のポイント」p.7. <https://www.mext.go.jp/content/20260407-ope_dev02-000044426_1.pdf>）

⑶⑽ 例えば、米倉昭仁「学校「部活動」のサバイバル―「地域移行」は進むか 顧問と保護者の本音―」「「プライベートが犠牲」顧問の悲鳴 離婚秒読みの家庭も」『Aera』38(23), 2025.5.19, pp.10-15, 17-19.

Ⅱ　部活動の「地域展開」等の推進の現状と課題

1　部活動改革の取組方針等

(1) 取組方針と全体像（イメージ）―地域展開、地域連携、地域クラブ活動―

文部科学省は、令和 2（2020）年 9 月、それまで取り組んできた部活動の適正化に関する改革に加えて、学校の働き方改革が喫緊の課題となっていること、また、中央教育審議会の答申[31]において部活動を学校単位から地域単位の取組とする方向性が示されたことも踏まえて、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を発出し、令和 5（2023）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととした[32]。

これを踏まえて、令和 3（2021）年に、部活動の地域への移行を着実に実施することなどを目的とし、部活動の地域における受け皿の整備方策等について検討するため、有識者で構成される運動部活動の地域移行に関する検討会議、文化部活動の地域移行に関する検討会議が設置された。令和 4（2022）年には、同検討会議の提言を受け[33]、同年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」[34]が策定された。ここでは、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度の 3 年間を「改革推進期間」と位置付け、まずは、休日における地域の環境整備を着実に進めること、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととし、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業（モデル事業）の予算を措置した[35]。

次いで「改革推進期間」終了後の改革の方向性や総合的な方策の検討のため、令和 6（2024）年 8 月に「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下「実行会議」）が設置され、令和 7（2025）年 5 月の同会議「最終とりまとめ」（以下「最終とりまとめ」）を受けて、令和 7（2025）年 12 月に、文部科学省は、今後の改革に対する国としての考え方を示す「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」[36]（以下「ガイドライン」）を策定、公表した。

⑶1　中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」2019.1.25, pp.33, 68-69. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afieldfile/2019/03/08/1412993_1_1.pdf>

⑶2　「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」前掲注⑶, p.2.

⑶3　「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言について」2022.6.6. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/toushin/1420653_00005.htm>;「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言について」2022.8.9. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/chiiki_ikou/93755101.html>

⑶4　スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」2022.12. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf>

⑶5　「部活動改革の経緯・取組」p.1. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260409-spt_oripara-000028262_1.pdf>

⑶6　文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン―子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて―」2025.12. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf>

ガイドラインは、公立の中学校（義務教育学校後期課程[37]、中等教育学校前期課程[38]を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」）の生徒の活動を主な対象とするものであるが、「Ⅳ学校部活動の在り方」という章に関しては、国立・私立を含めた中学校等及び高等学校が対象となる[39]。令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間は「改革実行期間」と位置付けられ、この期間内に原則休日は全ての学校部活動において「地域展開」の実現を目指すこと、平日についても、各種課題を解決しつつ更なる改革を推進することとされている（表2）。

表２　部活動改革及び地域クラブ活動の推進等の改革期間と取組方針

改革期間	令和8年度～10年度	令和11年度～13年度
	改革実行期間（前期）（中間評価）	改革実行期間（後期）
取組方針	【休日】 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。 ※地域の実情等に応じて、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。 ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。 ※中山間地域や離島を始め、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員(注)の配置等を推進。	
	【平日】 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体において地域の実情等に応じた取組を実施。 ※前期の間、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進。	

（注）部活動指導員は、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする。（「部活動指導員の制度化について」（都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議（平成29年度）（第1回）　資料1-7）2017.10.4, p.1. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/shingi/giji/__icsFiles/afieldfile/2017/10/30/1397204_006.pdf>）

（出典）文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン―子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて―」2025.12, p.5. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf>;「「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要」2025.12, p.2. 同 <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260209-spt_oripara-000046180_01.pdf> を基に筆者作成。

「地域連携」とは、多忙な教員に代わって部活動指導を専門とする「部活動指導員」（Ⅱ2（3）（ⅱ）（c）参照）を適切に配置することや、「合同部活動」等を実施することを意味している。「地域展開」[40]は、これまで学校を主体としてきた部活動を、地方公共団体やスポーツ・芸術団体、

37　義務教育学校は、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小中一貫教育を実施することを目的として「学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）」によって創設された制度。修業年限は9年とされ、小学校段階に相当する6年の前期課程と中学校段階に相当する3年の後期課程に区分されている。（「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律について（通知）」（27文科初第595号平成27年7月30日）, pp.1-3. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/__icsFiles/afieldfile/2015/08/06/1360758_01_3_1.pdf>）

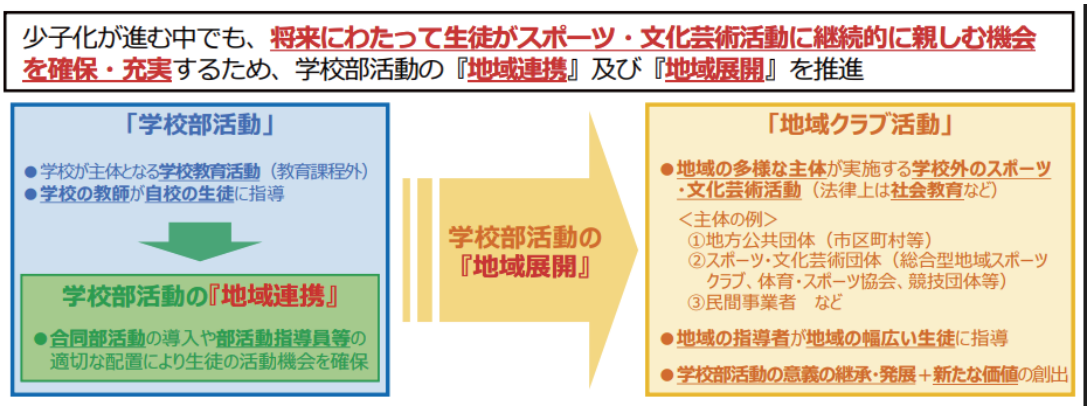
38　中等教育学校は、中高一貫教育を実施することを目的として「学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）」によって創設された学校種であり、修業年限は6年とされ、前期3年が中学校と同様の教育段階、後期3年が高等学校と同様の教育段階である。（「中高一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部改正について（通知）」（文初高第475号平成10年6月26日）文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/3/980601.htm>）

39　文部科学省　前掲注36), p.3.

40　令和5（2023）年度から令和7（2025）年度までの「改革推進期間」においては「地域移行」という名称であった。ガイドラインでは、名称変更の理由について①学校内の人的・物的資源で運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支える、②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、地域全体で支えることによって可

民間事業者などの地域にある様々な団体を主体とする活動にするもので、地域の幅広い生徒を対象とし、地域の指導者が指導役を担う。この活動は「地域クラブ活動」と呼ばれている（図3）。

図３　部活動改革の全体像（イメージ）



（出典）スポーツ庁・文化庁「部活動改革に関する最近の動き」（学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ（第1回）　配付資料2-1）2026.2.6, p.3. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260204-spt_oripara-000047118_02_01.pdf>

(2) 地域クラブ活動の在り方

ガイドラインでは、地域クラブ活動では、これまでの学校部活動の「教育的意義」[41]を継承するだけでなく、これを発展させ、例えば、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）の機会を提供することなど、「新たな価値の創出」[42]も目指すものとされる。

(3) 地域展開等の進捗状況

スポーツ庁・文化庁の調査によると、「改革推進期間」開始以降、休日に関しては部活動の地域展開等が「着実に進捗」しており、一方、平日については休日と比べるとその進捗は緩やかな状況で「少しずつ進捗」していると評価されている。「改革実行期間」の2年目となる令和9（2027）年度には、休日については、約38%の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定で、地域展開に取り組む市区町村も、約77%にまで増加する見込みである。平日については、約14%の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定で、地域展開に取り組

能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とするという改革の理念等をより的確に表すため、従来の「地域移行」という名称を「地域展開」に変更したと説明している。（同上, p.4.）

[41] ガイドラインはこの「教育的意義」を次のとおり例示する。①スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。②体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力の育成につながる。③自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。④自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる。（同上, p.7.）

[42] 地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例「①生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）②生徒の個性・得意分野等の尊重③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流⑤適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導⑥学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導 等」（同上, p.7.）

む市区町村も、約47%にまで増加する見込みであるという[43]。なお、地域展開等はそれぞれの地域の実情等を踏まえながら段階的に整備していくこと、また、地域の実情によって、学校の部活動、地域連携、地域展開が併存することも想定されている[44]。

こうした状況のなか、既に部活動を廃止し、平日、休日共に地域展開が完了した事例もある。山口県長門市（人口30,634人、公立中学校数5校、公立中学校生徒数661人）[45]は、令和7（2025）年8月から市内中学校の部活動を廃止し、市営の地域クラブ「NAGATOスポーツ・カルチャークラブ」（通称Nクラ）に完全移行した[46]。令和7（2025）年7月の長門市教育委員会のNクラ概要説明資料によると、長門市の地域クラブ運営企画室がクラブ事務局を担当し、一般競技等関係者、参加を希望する小中学校教員、市職員など各種団体等から推薦された者に市営地域クラブの指導者を委嘱する。通常活動時は、活動場所である学校間をバス（スクールバス・借上げバス等）で移動している。月額会費は1,000円、就学援助受給世帯は半額減免となっている[47]。令和8（2026）年4月現在、加入率は全学年で56.5%であるという[48]。

地域展開等の具体的な他の事例については「4　自治体における取組例」で紹介する。

2　地域展開等の課題

(1) 地域展開の推進体制の整備状況

地域展開等のため、市区町村等は幅広い関係者による協議会等[49]を設置し、定期的な情報共有・連絡調整等を行う。また、推進計画を策定し、改革の方針や具体的な取組の内容、スケジュール等を周知することが求められている[50]。

加えて、改革推進にあたっては、中学校区レベルの地域で、地域クラブ活動の運営団体や実施主体（本節（3）（ⅰ）参照）と中学校との連絡調整に当たる「コーディネーター」の配置が有効とされている（都道府県や市区町村等の行政と連携し、地域展開を総合的にマネジメントする役割は「総括コーディネーター」と言われる。）。

文部科学省の調査によると、表3のとおり自治体の約7割が協議会を設置済み、推進計画は約4割が策定済みという状況であった。

⑷3　ここで「地域展開」とは、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す。（「部活動の地域展開等の進捗状況」（部活動改革の取組状況に関する調査　令和8年度調査）スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260805-spt_oripara-000028257_001.pdf>）

⑷4　友添秀則ほか「Interview「改革実行期間」へ　キーパーソンに聞く　令和の部活動改革―学校と地域の共創で環境進化―」『ミラメク―未来の羅針盤―』vol.12, 2026 winter, p.3. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260430-spt_oripara-000028262_01.pdf>

⑷5　スポーツ庁「令和6年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業　山口県長門市」p.2. 地域スポーツクラブ活動体制整備事業報告書検索システムウェブサイト <https://activitycasestudy.jp/pdf/R6/352110.pdf>

⑷6　「Nクラ後援会設立総会が開催」2026.3.17. 長門市ウェブサイト <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/wadairoot/wadai/260317n.html>

⑷7　長門市・長門市教育委員会「NAGATOスポーツ・カルチャークラブ（Nクラ）開始時最終版　概要　関係者説明資料」2025.7. <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/uploaded/life/55747_254252_misc.pdf>

⑷8　NAGATOスポーツ・カルチャークラブ事務局「TOPIX 2026年度Nクラ始動 吹奏楽と美術が人気」『Nクラ通信』No.10, 2026.4. <https://www.city.nagato.yamaguchi.jp/uploaded/attachment/38093.pdf>

⑷9　地域スポーツなどの担当部署、教育委員会、福祉部局、団体や学校の関係者等から構成される。（友添　前掲注⑷, p.10.）

⑸0　文部科学省　前掲注⑶6, p.10.

表３　地方公共団体における地域展開等の推進体制の整備状況（令和７（2025）年５月～６月調査）

	協議会を設置済		推進計画の策定		コーディネーターの配置状況	
運動部	全体	72.8%	全体	42.5%	都道府県	59.6%
	都道府県	93.6%	都道府県	91.5%	市区町村	30.8%
	市区町村	72.2%	市区町村	41.0%		
文化部	全体	71.5%	全体	40.8%	都道府県	48.8%
	都道府県	91.3%	都道府県	87.0%	市区町村	29.4%
	市区町村	70.9%	市区町村	39.4%		

（出典）「運動部　部活動改革の取組状況に関する調査」2026.4, pp.4, 6. スポーツ庁ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20260601123031/https://www.mext.go.jp/sports/content/20260417-spt_oripara-000028257_01.pdf>;「文化部　部活動改革の取組状況に関する調査」2026.4, pp.4, 6. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94370301_01.pdf> を基に筆者作成。

ただ、令和６（2024）年５月～６月段階の調査ではあるが、都道府県別データでは「全体的に協議会の設置は進んでいるが、推進計画の策定状況は地域差が大きい」と評価されている。域内の自治体が、推進計画を策定済み又は令和６（2024）年度に策定予定と回答した割合が90%を超える例も、一方で10%に至らない例もあった（運動部[51]、文化部[52]）。

(2) 地域クラブ活動の「認定制度」

改革の責任主体は中学校等を設置する市区町村等であり、包括的な企画・調整、改革方針の決定、地域クラブ活動の認定等を行うものとされている。地域クラブ活動の「認定制度」は、地域クラブ活動を、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等と区別し、またその活動の質を担保する等の観点[53]から導入されたものである。Ⅱ１（2）で確認した学校部活動の教育的意義の継承等が求められている点からも重要な制度と考えられる。市区町村等によって認定された活動を「認定地域クラブ活動」という。この認定には財政支援、学校施設等の優先利用など一定の効果があることが想定されており、認定に必要な要件は７項目ある（表４）。実際に、生徒・保護者等に対する情報提供、財政支援（運営費の補助）、学校施設等の優先利用（土曜日・日曜日の中学校体育施設の開放）、市のスポーツ施設の使用料減額といった地域クラブ活動の運営等への公的支援などに関する制度を整備した自治体がある[54]。

---

51 「運動部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和７年５月）」（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第４回）　参考資料1-1）2025.5.16, p.4. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_05.pdf>

52 「文化部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和７年５月）」（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第４回）　参考資料1-2）2025.5.16, p.4. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_06.pdf>

53 文部科学省　前掲注36, p.8.

54 例として、茨城県日立市「日立市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」<https://www.city.hitachi.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/019/256/76.pdf> など。

表４　想定される認定の効果と認定要件

＜想定される認定の効果＞
①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供 ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用･使用料減免、学校備品等の活用等） ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可 ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加 （地方公共団体における交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用、大会参加規程の見直し等）
＜認定要件＞
①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること（選抜等の不実施、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含めた参加環境整備等を含む。） ②適切な活動時間や休養日が設定されていること ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること ④適切な指導の実施体制が確保されていること（日本版 DBS の活用を含めた不適切行為の防止徹底、「認定地域クラブ活動指導者」登録制度により登録された指導者による指導等） ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること ⑥適切な運営体制が確保されていること ⑦学校等との連携が適切に行われていること

（出典）文部科学省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン―子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて―」2025.12, p.8. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20251222-spt_oripara-000046180_00234.pdf> を基に筆者作成。

⑶ 各種課題への対応

地域展開等はそれぞれの地域の実情等を踏まえながら段階的に整備することとされているが､地域の実情は多様である。中澤篤史早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部教授は､部活動の地域展開における地域間格差の拡大を懸念し「スポーツ・文化活動をする場所が学校しかなく、責任を持って面倒をみられる大人は教員しかいないという地方と、様々な人材と資本が集まる都市部では条件がまるで違う」と指摘する(55)。生徒達にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を等しくかつ継続的に保障するためには､地域クラブ活動の担い手（組織･人材）､活動場所（施設）､財源の問題への対応が重要であると考えられる。

この項では、ガイドラインにおいて地域展開における各種課題として挙げられている事項(56)のうち、（ⅰ）地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備、（ⅱ）指導者の確保、（ⅲ）活動場所・施設の確保、（ⅳ）障害のある生徒の活動機会の確保に加えて、（ⅴ）地域クラブ活動への参加費（受益者負担）及び持続的な財源確保の問題について確認する。

（ⅰ）地域クラブ活動の運営団体と実施主体の整備

認定の対象となる地域クラブ活動を担う運営団体と実施主体の確保は地域展開における大きな課題の一つである。運営団体とは、学校における部活動に代わって生徒を受け入れて当該地域の地域クラブ活動を統括し運営する役割を担う団体であり、実施主体とは、当該地域で地域クラブ活動を実際に行う組織である。運営団体､実施主体には､市区町村（教育委員会も含む。）､総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団その他、多様なものがある(57)。

⑸ 中澤篤史「フォーラム　部活動の地域移行　地域間で格差？　目的は環境の改善　選択肢に幅を」『朝日新聞』2025.4.20.

⑹ ガイドラインでは､本文に挙げた事項のほかに「生徒の安全･安心の確保」があるが､そこで具体的取組内容（例）として示されている項目のうち、事故・暴力・暴言等の不適切指導、生徒及び指導者の保険加入については、本稿「第Ⅲ章　部活動をめぐる諸問題」において取り上げた。

⑺ クラブチーム、プロスポーツチーム、競技団体、文化芸術団体、体育・スポーツ協会、民間事業者、フィットネスジム、大学、地域学校協働本部、PTA・保護者会、複数の学校の運動部が統合して設立する団体等。（友添

令和７（2025）年に行われた調査によると、運営団体、実施主体の類型は表５のとおりであった。運営団体には「行政部局の直轄運営」が最も多く、実施主体は、主としてスポーツ・競技関連団体、文化芸術団体が担う例が多い。

表５　地域クラブ活動の運営団体・実施主体の状況（上位５位）（令和７（2025）年５月～６月調査）

	運営団体		実施主体	
運動部	行政部局の直轄運営	36.2%	スポーツ少年団	33.8%
	総合型地域スポーツクラブ	25.7%	競技団体	33.2%
	体育・スポーツ協会	22.4%	総合型地域スポーツクラブ	31.9%
	スポーツ少年団	18.9%	体育・スポーツ協会	28.5%
	競技団体、決まっていない(注)	16.2%	保護者会、同窓会等	19.9%
文化部	行政部局の直轄運営	36.1%	文化芸術団体	35.0%
	決まっていない	25.0%	決まっていない	26.5%
	文化芸術団体	23.1%	行政部局の直轄運営	17.3%
	民間事業者	12.8%	民間事業者	17.0%
	総合型地域スポーツクラブ	12.7%	保護者会、同窓会等	16.4%

（注）「競技団体」「決まっていない」はどちらも 16.2%
（出典）「運動部　部活動改革の取組状況に関する調査」2026.4, p.8. スポーツ庁ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20260601123031/https://www.mext.go.jp/sports/content/20260417-spt_oripara-000028257_01.pdf>;「文化部　部活動改革の取組状況に関する調査」2026.4, p.8. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94370301_01.pdf> を基に筆者作成。

地域クラブ活動の有力な担い手と考えられている総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」）は、「身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴」を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。それぞれの地域において、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を果たしている(58)。令和７（2025）年度の「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果」によると、令和７（2025）年７月１日現在、全国 1,741 市区町村のうち、1,378 市区町村においてクラブが育成（創設及び創設準備）されており、創設済みのクラブ数は 3,419 あるという(59)。しかし、同調査によると、運動部活動の地

前掲注(4), p.9.）

(58)「総合型地域スポーツクラブ」スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/1371972.htm>

(59) スポーツ庁・公益財団法人日本スポーツ協会「令和７年度総合型地域スポーツクラブに関する実態調査結果概要」2026.3, pp.2-3. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260327-spt_oripara-300000800_001.pdf> 神谷拓関西大学人間健康学部教授は、スポーツを始めとする文化の享受、新しい文化を創造する基盤となる組織である「クラブ」の人口規模に対する数について、我が国はクラブ総数に関わるデータがないため、総合型地域スポーツクラブの数と人口（ともに令和２（2020）年度）を用いてヨーロッパ諸国と比較している。これによると、ヨーロッパ諸国では人口 100 人単位（最も充実しているフランスの例では 328 人）で１つのクラブが作られているのに対して、我が国では 35,000 人に１つの割合であるという。神谷拓「部活動の地域移行が失敗する理由と今後の検討課題」『日本教育法学会年報』53 号, 2024, pp.119-120.

域連携・展開の両方あるいはいずれかに取り組んでいるクラブは4割ほど、取り組んでいないクラブは6割であった。さらに、運営団体、実施主体を「担うことを考えていない」というクラブが4割ないし5割程度であった。その大きな原因・理由については「指導者が確保できないため」が78.5%、次いで、「事務局員等が確保できないため」が55.4%であった。運営団体、実施主体を担うための課題としては、「指導者の確保」が86.7%と最も高く、次いで「公的支援による財源確保とその持続可能性」が63.8%となっている(60)。

民間事業者が運営団体・実施主体を受託する事例も増えているという(61)。学校と連携し、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理、指導者の確保、活動場所の確保、安全管理、保護者への連絡、会費徴収事務など(62)を、スポーツクラブ等の運営事業者が担う。民間事業者のノウハウを生かした、質の高い活動や専門的な指導を期待することができる一方、参加費用が高くなる可能性や経済的な負担が増えるリスクも指摘されている(63)。また、民間との連携は重要ではあるが、地域によって連携できる民間企業等には格差があることや、持続可能性という点でも課題がある点への留意が必要との指摘もある(64)。

（ii）指導者の確保

(a) 指導者の属性

自治体においても、「指導者の量の確保」の課題としての順位は高く、運動部(65)で2番目、文化部(66)で1番目という調査結果になっている。ガイドラインは、対応策として、人材バンクの設置等を通じた地域の多様な人材の発掘・マッチングのほか、指導を希望する教員等の兼職兼業の促進が重要であるとする。地域クラブ活動の指導者の属性については、運動部、文化部共に「教員の兼職兼業」が最も多いという状況である（表6）。

表6　地域クラブ活動の指導者の属性（上位10位）

運動部		文化部	
教員の兼職兼業	62.0%	教員の兼職兼業	59.1%
スポーツ少年団の指導者	55.6%	退職教員	47.3%
個別競技団体に所属する指導者	47.1%	アマチュアでの活動者	42.8%
退職教員	42.7%	アーティスト等	35.9%
総合型地域スポーツクラブの指導者	40.1%	企業等の一般従業員等	33.1%

(60)　複数回答可。（スポーツ庁・公益財団法人日本スポーツ協会　同上, pp.7-11.）
(61)「部活や水泳授業 民間が受託　リーフラス、指導員2000人が稼働　ルネサンス、自社プール使い指導」『日本経済新聞』2025.9.10.
(62)　スポーツ庁「令和5年度運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集―令和5年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業―」2024.8, p.66. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_00131.pdf>
(63)　一般社団法人全国PTA連絡協議会「地域クラブ活動への展開はどう進む？中学校部活動の地域展開とは？」<https://zen-p.net/ts/s481.html#gsc.tab=0>
(64)「これまでの会議における主な意見」（部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第4回）　参考資料1）2025.8.7, p.2. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250806-spt_oripara-000044047_03.pdf>
(65)「運動部　部活動改革の取組状況に関する調査」2026.4, p.7. スポーツ庁ウェブサイト（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）により保存されたページ）<https://warp.ndl.go.jp/web/20260601123031/https://www.mext.go.jp/sports/content/20260417-spt_oripara-000028257_01.pdf>
(66)「文化部　部活動改革の取組状況に関する調査」2026.4, p.7. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94370301_01.pdf>

企業等の一般従業員等	40.1%	保護者・同窓会	27.7%
クラブチーム関係者	36.1%	個別競技団体に所属する指導者	20.9%
保護者・同窓会	31.5%	大学・大学院生	18.9%
民間スポーツクラブの指導者	20.0%	学校事務職員の兼職兼業	15.7%
スポーツ推進委員	18.1%	その他	11.8%

（出典）令和6（2024）年度時点での状況、又はその時点での予定を調査したもの（「運動部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月）」（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第4回）　参考資料1-1）2025.5.16, p.16. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_05.pdf>;「文化部学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月）」（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第4回）　参考資料1-2）2025.5.16, p.16. 同 <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_06.pdf>）を基に筆者作成。

指導者の確保に係る課題としては、運動部[67]・文化部[68]共に、「域内の指導者の情報把握」、「指導者への十分な待遇が用意できない」が1位、2位を占めた。

(b) 教員の兼職兼業

地域クラブ活動に教員が指導者として従事するための制度として兼職兼業がある[69]。地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。）は、所定の手続[70]を経て兼職兼業を行うことが可能で、地域クラブ活動に従事することを希望する教師等は学校以外の主体である地域団体の業務に対する報酬を受けて従事することができる[71]。

ガイドラインは、学校の教師等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、兼職兼業の許可の手続の円滑化を図ることが必要であるとする。かつ、その際、認定地域クラブ活動が市区町村等の認定を経た公的な性質を有する活動であることから、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行うことが必要であるとしている。一方で、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認する[72]とともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施すること

---

67 「運動部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月）」前掲注51, p.17.

68 「文化部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月）」前掲注52, p.17.

69 兼職兼業を希望する教師等の割合に地域差があるとの指摘がある。兼職兼業の割合が6%であった自治体（新潟県佐渡市。令和6（2024）年度）がある一方、運動部顧問へのアンケートで約29%が「今までどおり続けたい」と答えたという自治体（兵庫県神戸市（Ⅱ4（2）参照））もあるという。（「指導者兼業制　選べるのは前進　断りにくい風潮も」『朝日新聞』2025.4.27.）

70 ①当該教師等が希望する場合であって、②地方公務員法第38条や教育公務員特例法第17条等の規定に基づき、③服務を監督する教育委員会の許可を得ることで兼職兼業が可能である。（文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課ほか「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」p.3. <https://www.mext.go.jp/content/20230130-mxt-syoto01-000025338_5.pdf>）

71 兼職兼業時の業務の管理監督者は普段の管理監督者（校長）と異なるが、教員としての労働時間と兼職兼業先の労働時間を通算する必要があり、また、兼職兼業時の業務実態の管理や、平日の兼職兼業時における学校の業務との区分、事故発生時の対応など、様々な留意事項がある。（同上, pp.4-18.）

72 外部指導者が思うように集まらず、学校側から兼業を希望するよう促されたという事例も報じられている。（『朝日新聞』前掲注69）

を求めている(73)。兼職兼業の許可を受けた教員の給与等の性質は、地域クラブ活動を担う地域団体や勤務形態によって異なる。自治体から委託あるいは委嘱される場合は基本的に「謝金」、民間団体から雇用される場合は「賃金」、業務委託・請負の場合は「売上」、有償ボランティアの場合は「謝礼」などとされている(74)。

(c) 部活動指導員

学校部活動の地域連携（Ⅱ 1（1）参照）においては、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員(75)」の必要性(76)が高まっている。部活動指導員を配置したことにより、「より技術的な指導ができるようになり、指導体制が充実した」、「教員の在校時間が減少した」などの効果が報告されている。令和 6（2024）年度のフォローアップ調査の段階では運動部 8,468 人、文化部 2,007 人という状況であった(77)。国の令和 8（2026）年度予算では、17,320 人の部活動指導員の予算が計上されている(78)。

また、活動に見合う報酬額は指導人材の確保にとって重要である。国の令和 8 年度予算の「中学校における部活動指導員の配置支援」では報酬単価は 1 時間当たり 1,600 円を補助上限としている(79)が、具体的な額は地域によって差がある。部活動指導員の活用を考える自治体・学校が必要とする量と質の向上に対する更なる財政支援を求める声がある(80)。

（ⅲ）活動場所・施設の確保

「我が国の体育・スポーツ施設―令和 6 年度 体育・スポーツ施設現況調査報告―」によると、我が国の体育・スポーツ施設数 217,745 施設のうち，学校体育・スポーツ施設（小学校、中学校、高等学校等、専修・各種学校）数は、125,752 施設で 57.8% を占めている(81)。活動場所の候補

---

(73) 文部科学省　前掲注(36), p.32.

(74) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課ほか　前掲注(70), p.9.

(75) 部活動指導員は、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とするもので、平成 29（2017）年に学校教育法施行規則に新たに規定された。職務の具体的内容は、実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営（会計管理等）、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等である。（「部活動指導員の制度化について」（都道府県・指定都市スポーツ主管課長会議（平成 29 年度）（第 1 回）　資料 1-7）2017.10.4. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/shingi/giji/__icsFiles/afieldfile/2017/10/30/1397204_006.pdf>）

(76) 学校部活動における外部指導員である部活動指導員の配置は、地域展開につながる前段階の取組であるとする自治体もあることから、その支援が引き続き重要かつ必要であるとの議論がある。（「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第 3 回）　議事録）」2025.4.17. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/jsa_00016.html>）

(77) 運動部については、「運動部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和 7 年 5 月）」前掲注(51), pp.27-28、文化部については、「文化部学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和 7 年 5 月）」前掲注(52), pp.27-28.

(78) 文部科学省　前掲注(29), p.22.

(79) 「令和 8 年度当初予算（案）及び令和 7 年度補正予算補足資料」p.7. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20251225-spt_oripara-000028257-004.pdf>

(80) 首都圏の 4 都県と 5 政令指定都市の首長でつくる会議（九都県市首脳会議）は、「報酬における 1 時間当たりの補助単価が全国一律で 1,600 円が上限とされており、研修受講時間に関する費用や、民間事業者等の第三者へ委託した際の費用は補助対象外である等、部活動指導員の量の確保と質の向上に対する支援としては十分ではない。」などとして財政支援の拡充を求めた。九都県市首脳会議「学校部活動の地域展開等の推進に係る支援について」2025.12.1. <https://www.9tokenshi-syunoukaigi.jp/activity/youbou/docs/88chibashi.pdf>

(81) スポーツ庁「我が国の体育・スポーツ施設―令和 6 年度 体育・スポーツ施設現況調査報告―」2026.4, p.5.

としては学校施設が占める割合が大きい。地域クラブ活動で活用するためには、学校施設のセキュリティ確保や管理運営の効率化も課題[82]であり、児童・生徒と地域住民の入口を分け、ICT を活用した予約システムやスマートロックを導入してセキュリティを確保している事例も共有されている[83]。

ガイドラインにおいても、学校施設を始め、社会教育施設や民間施設等を地域クラブ活動の場所として十分に確保していくこと、今後の学校施設等の更なる利用の促進、効果的・効率的な管理等、学校施設に関する地域クラブ活動の優先活用などの重要性が示されている[84]。部活動の運営を民間へ委託しているケースでは、学校に出向いて指導する場合のほか、プールなど民間側の設備を生徒が使用する場合もあるという[85]。

所属する学校の施設を使用する学校部活動とは異なり、地域展開等においては、活動場所までの移動手段の確保も問題である。文化庁（文化部の例）が公表している実証事業等の事例集では、休日の地域クラブ活動移動手段の 1 位が徒歩 32.2% で、2 位が保護者の送迎 31.7%、3 位が自転車 24.9% という状況が報告されている[86]。保護者による送迎は、保護者の負担増につながるため課題とされており、スクールバスの運行、町営自家用有償旅客運送[87]の活用、民間路線バスの時刻変更の調整など様々な工夫が試みられている[88]。

（ⅳ）障害のある生徒の活動機会の確保

スポーツ庁が実施した「令和 6 年度障害者スポーツ推進プロジェクト」として行われた「特別支援学校等に通う児童生徒の運動・スポーツ活動実態把握調査」によると、学校における運

<https://www.mext.go.jp/sports/content/20260501-stiiki-300000983_2.pdf> 神谷拓教授は、地域のクラブが活動するための施設の数について、ヨーロッパ諸国が 100 人単位で作られているのに対し、我が国では 1,000 人単位であり、部活動の地域移行を諸外国と同様に議論するだけの施設の状況にはないと指摘している。（神谷　前掲注(59), p.120.）

(82) 吹奏楽部の例として、音を出しても問題がなく、楽器を傷めることもなく大きな楽器を収納できる活動場所の確保として学校施設の利用が考えられ、休日の学校施設開放には、動線設備やセキュリティの強化、そして出入口の整備等の環境面を整える必要が生じているとの指摘がある。（「地域文化芸術活動ワーキンググループ（第 1 回）（9 月 3 日）における主な意見」（地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議地域文化芸術活動ワーキンググループ（第 2 回）　参考資料 3）2024.9.26, p.3. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/pdf/94116701_08.pdf>）

(83) スポーツ庁・文化庁「部活動の地域展開に当たっての取組事例集（個別課題への対応等）」（「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ　別添資料）2025.5.16, p.27. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oripara-000042507_0303.pdf>

(84) 文部科学省　前掲注(36), p.17.

(85) 『日本経済新聞』前掲注(61)

(86) 文化庁「「令和 6 年度 文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」事例集 「地域とともに育む新しい部活動のかたち」」2025.7, p.115. 文化庁「文化部活動改革（部活動の地域移行に向けた実証事業等）」ウェブサイト <https://chiikibunkaclub.jp/zenkoku_torikumi/file/r6.pdf>

(87) 自家用有償旅客運送とは、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービスをいう。旅客から収受する対価は実費の範囲内（ガソリン代・道路運行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内）とされる。（国土交通省自動車局旅客課「自家用有償旅客運送ハンドブック」2018.4(2020.11 改定), p.1. <https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/content/000288889.pdf>）

(88) スポーツ庁・文化庁　前掲注(83), pp.31-35. 長野県南佐久郡の事例では、保護者アンケートの結果、送迎が保護者にとって最も心配な課題（時間的、金銭的な問題）として挙げられたため、中学校と公民館等の社会教育施設が JR 線の駅のそばに所在していることを活用し、会場を駅付近に設定するとともに、休日の練習の開始時間を JR 線のダイヤに合わせて設定したという。（「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ（第 5 回）　議事録」2025.2.17. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/bunkabukai/siryo/jsa_00010.html>）

動機会として部活動を実施している学校の割合は、特別支援学校（中学部・高等部）が56.8%、中学校の特別支援学級設置校が94.6%であった(89)。

「運動部活動の関与者」は、特別支援学校において平日、休日共に「学校の顧問」が最も多く、「部活動指導員」「外部指導者・外部指導員」の割合はいずれも少数であった(90)。特別支援学級設置校においても平日、休日共に「学校の顧問」による運動部活動の指導が最も多いという(91)。

「部活動における地域移行の推進状況」の項では、地域連携・移行推進に向けた取組実績がある学校の割合は、特別支援学校の聴覚部門が最多で39.1%、特別支援学級設置校では56.3%となっている(92)。特別支援学級設置校に対して行われたヒアリングにおいて、「地域移行時に生じた課題」として挙がった項目は、ここでも①指導者の確保のほか、②練習場所の確保、③移動手段であった(93)。また、実行会議では、地域スポーツクラブ活動において、障害のある生徒を受け入れるに当たって指導の仕方が分からないという点や、対応する施設の問題で、受入れが拒否された事例もあるとの課題が指摘されている(94)。ガイドラインには、障害のある生徒の活動機会の確保に関する基本的な考え方として、障害がある生徒も地域クラブ活動に参加することを想定して、各種の取組を進めること、障害がある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開することが重要であり、また、学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、受入れ側の障害の状態や特性等への理解、学校側の協力などの連携が必要である等の記載がある(95)。

（ｖ）参加費（受益者負担の問題）及び多様な財源の確保

(a) 受益者負担の水準

生徒が地域クラブ活動に参加するために必要な参加費は部活動の地域展開による新たな負担となる。「公費負担となる平日部活動との関係、休日部活動に移行した部のみが受益者負担の対象となることや地域団体ごとに参加費に差が出ること等への不公平感、経済的に困窮する生徒への支援など国民の理解が得られるのか」などの課題が指摘されている(96)。

受益者負担の水準について、ガイドラインでは、「地方公共団体間で大きなばらつきが出ないようにするとともに、生徒の活動機会を保障する観点から、国において金額の目安等を示す。その際、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行うことが必要」(97)としている。ここでいう「国が目

---

(89) デロイトトーマツコンサルティング合同会社「特別支援学校等に通う児童生徒の運動・スポーツ活動実態把握調査　概要」2025.3, p.2. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/250820-spt_kensport02_000042231_39.pdf>

(90) デロイトトーマツコンサルティング合同会社「障害者スポーツ推進プロジェクト特別支援学校等に通う児童生徒の運動・スポーツ活動実態把握調査報告書」2025.3, pp.20-21. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/250820-spt_kensport02_000042231_40.pdf>

(91) 同上, p.45.

(92) デロイトトーマツコンサルティング合同会社　前掲注(89), p.2.

(93) 同上, p.4.

(94) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第２回）　議事録」2024.12.10. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/jsa_00008.html>

(95) 文部科学省　前掲注(36), p.22.

(96) 「地方自治体における取組事例に基づく関係団体からの提言」（運動部活動の地域移行に関する検討会議（第２回）配付資料　参考資料１）2021.12.2, p.[3]. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20211202-spt_sseisaku02-000019265_06.pdf>

(97) 文部科学省　前掲注(36), p.6.

安として示す参加費等の金額」については、文部科学省は、「休日に週1日・月4日程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度」をイメージとするとした(98)。

令和6（2024）年度のフォローアップ調査によれば、地域クラブ活動への参加費用の実態（休日・月額）として、運動部は月額3,000円未満が84%、文化部は月額3,000円未満が85%である(99)。一方、文部科学省が実施した、地域クラブ活動に参加した中学生の保護者へのアンケート調査によれば、地域クラブ活動への参加費用として保護者が妥当だと思う金額（休日・月額）は月額3,000円未満が85%となっている(100)

参考として、文部科学省が実施した令和5（2023）年度の「子供の学習費調査」のデータを見ると、公立の中学校に関して、部活動やそれ以外の芸術鑑賞会等のために家庭が支出した「教科外活動費」は、年額27,300円程度、月額に換算すると2,300円程度になっている(101)。

なお、公益財団法人笹川スポーツ財団が令和7（2025）年に実施した「中学生のスポーツ活動と保護者の関与に関する調査」(102)によると、部活動・スポーツクラブ活動に関する年間の家庭負担額（部費・会費のほか、用品代、遠征費なども含む。）の平均は、運動部が50,857円、文化部が13,866円、スポーツクラブが155,799円(103)となっている。

(b) 多様な財源の確保

実行会議の最終とりまとめでは、改革実行期間においては、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要があり、その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うこと、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング(104)を始めとした寄附(105)等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことの重要性に言及した。ガイドラインにおいては、運

---

(98) 「令和8年度当初予算（案）及び令和7年度補正予算補足資料」前掲注(79), p.8.

(99) 「費用負担の在り方等について」（部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議（第3回） 資料2）2025.7.28, p.4. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250725-spt_oripara-000043939_02.pdf>

(100) 同上, p.5.

(101) 「令和5年度子供の学習費調査結果のポイント」2026.1.16, p.8. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20260116-mxt_chousa01-000039333_1.pdf>

(102) 公益財団法人笹川スポーツ財団「中学生のスポーツ活動と保護者の関与に関する調査」2025.11. <https://www.ssf.or.jp/files/jhs_and_parents_2024_1.pdf>

(103) 同調査におけるスポーツクラブの運営団体は、「民間企業が運営する営利型のクラブや教室」「地域の団体や個人グループが中心となって運営するクラブ」「プロスポーツクラブが運営するクラブ」がある。調査対象となった生徒の加入割合は、順に45.9%、46.7%、6.3%である。また、スポーツクラブに関しては、「金額は個人差が大きく、一部に高額なケースもあるため、平均値の解釈には慎重を要する。なお、外れ値の影響を考慮した処理を施しても、スポーツクラブの費用が運動部の約3倍である傾向に変化はみられなかった」という。（同上, pp.13, 23.）

(104) 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な使途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。（「費用負担の在り方等について」前掲注(99), p.1.）地方自治体における財源確保の取組の一例として、茨城県守谷市では、令和5（2023）年度から、ふるさと納税型クラウドファンディングを実施している。令和7（2025）年度実施分では、寄附金額は約790万円となっている。主な使い道として、学校部活動にはない新しいスポーツ競技、文化芸術活動の体験活動や新しいクラブの創設費用、各種目の専門コーチの雇用費用、地域クラブ活動を安全に行うための指導者講習会の開催費用、地域クラブ活動に必要な備品の購入費用などが挙げられている。（「【今、子どもたちがやりたいことを応援する！】守谷市地域クラブ応援サポート」ふるさとチョイスGCFウェブサイト <https://www.furusato-tax.jp/gcf/4332?utm_source=ibarakiken_moriyashi&utm_medium=referral&utm_campaign=lgmk_08224>）

(105) りそなグループの株式会社みなと銀行は、姫路市が進める中学校部活動の地域展開「姫カツ」を支援するため、令和8（2026）年8月、「姫カツ応援定期預金」の取扱いを開始した。「姫カツ」の活動費への活用のため、当該商品の預入総額の0.1%相当額を同社が姫路市へ寄付するという。（株式会社みなと銀行「地域の未来を担う子どもたちの成長を支える寄付型預金で「姫カツ」を支援します」2026.7.31. りそなホールディングスウェブサイト <https://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/newsrelease_c/detail/20260731_980.html>）

営団体・実施主体の整備等の具体的な取組として、「多様な財源の確保（協賛企業の獲得、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の活用等）」が挙げられている(106)。

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）による助成事業の例もある。JSC は、スポーツを通じた地域活性化の更なる推進を目指す観点から、運動部活動の地域展開など地域課題に柔軟に対応できるよう、幅広い用途での活用が可能な支援が必要であるため、全ての市町村を対象とし、市町村が実施するスポーツの振興に資する取組に対して広く支援を行う助成事業を新設し、スポーツ振興くじの売上状況等を踏まえた定額助成を行うこととしている。令和 9（2027）年度から実施されるが、令和 8（2026）年度には対象を限定（人口 5,000 人未満の市町村）して先行実施されている。対象事業、用途は、運動部活動の地域展開に資する事業における、スポーツイベントの開催等、スポーツ物品の購入等、スポーツ施設等の補修・修繕等となっている(107)。

３　令和８年度における国の関連予算

部活動の地域展開等の全国的な実施に係る国の予算は前年度より増額された。令和 7（2025）年度補正予算に 82 億円、令和 8（2026）年度予算には 57 億円が計上されており、実質額は合計 139 億円となっている。令和 6（2024）年度補正予算及び令和 7（2025）年度当初予算の合計額 66 億円と比較すると、ほぼ倍増である。指導者への謝金など休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援、推進体制の整備等についての地方公共団体に対する補助金、平日を含めた地域展開等の加速化のための実証事業に関する補助金、中学校における部活動指導員の配置支援に関する補助金などの経費が計上されている(108)。

部活動改革においては、外部人材の人件費等の継続的な予算(109)確保が課題(110)であり、自治体ほか関係者からその重要性が度々主張されている(111)。

---

(106)　文部科学省　前掲注(36), p.14.

(107)　「地域スポーツ振興助成」独立行政法人日本スポーツ振興センターウェブサイト <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Tabid/1852/Default.aspx>;「令和 9 年度スポーツ振興くじ助成制度見直しの骨子」（令和 8 年 5 月 12 日スポーツ振興事業助成審査委員会決定）p.2. 同 <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/pdf/R9_keypoint_review.pdf> 独立行政法人日本スポーツ振興センターは、「独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）に基づき設立され、その目的は、「スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与すること」とされている。（「目的・沿革」同 <https://www.jpnsport.go.jp/corp/gaiyou/tabid/61/Default.aspx>）

(108)　補助割合は、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、推進体制の整備等、中学校における部活動指導員の配置支援が国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3（都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国 1/3、都道府県・指定都市 2/3）、経済的困窮世帯の生徒への支援が国 1/2、都道府県・市区町村 1/2、平日を含めた地域展開等の加速化のための実証事業については、国 10/10（定額補助）となっている。（「部活動の地域展開等の全国的な実施（令和 8 年度当初予算）」スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260409-spt_oripara-000028257_1.pdf>）また、地方負担分については、地方交付税措置が講じられることとされている。（「スポーツ審議会（第 44 回）議事録」2026.3.24. 同 <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/shiryo/jsa_00068.html>;「令和 8 年度単位費用算定基礎・標準団体行政経費積算内容（市町村分）」pp.21-22. 総務省ウェブサイト <https://www.soumu.go.jp/main_content/001084038.pdf> 参照）

(109)　必要とされる財源規模について、公益財団法人経済同友会事務局は、令和 8（2026）年 5 月に推計額を公表している。これによると「休日（土日どちらか 1 日）の部活動に全国で 539 億円　平日も含めると全国で 1,395 億円」となっている。（公益社団法人経済同友会スポーツと文化による社会の再生 PT「部活動の地域展開を起点とした好循環モデルの構築を～スポーツ・文化芸術分野の投資と成長の好循環に向けて～」2026.5, p.2. <https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/uploads/docs/20260519b.pdf>）

(110)　「地方自治体における取組事例に基づく関係団体からの提言」前掲注(96), p.[3].

(111)　「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（第 4 回）　議事録」2025.5.16. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/jsa_00025.html>

なお、給特法等改正法の附則第3条では、部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うよう政府が措置を講ずる旨を定めている。

4　自治体における取組例

参考として、先に紹介した山口県長門市のほかに、先行して地域展開等を実施していることが報道等で確認できた自治体の取組の概略を数例挙げる。熊本県熊本市については、地域展開ではなく学校部活動を継続しつつ「新しい学校部活動」を目指すという方針であることから取り上げた。なお人口等は、熊本市以外は、スポーツ庁及び文化庁の実証事業事例集で報告されている数値を使用した。

(1) 岐阜県美濃市

人口19,025人、公立中学校数2校、公立中学校生徒数464人[112]。

美濃市では、令和6（2024）年9月に、休日・平日共に活動する地域クラブ（美濃市中学生地域クラブ）を正規に発足し、それと同時に中学校の部活動を休止した。美濃市教育長が地域クラブ協議会の統括責任者、教育総務課職員が事務局を担い、保護者、指導者それぞれ役割が明確化されている。地域社会人指導者、体育協会からの派遣、兼職兼業教員が指導者を担っている。市内の中学校体育施設を中心とした市内体育施設を活動場所とし、移動手段は、徒歩、自転車、保護者送迎、会費は種目によって異なるが約2,000～24,000円（全て年額）である[113]。

このように部活動の地域への移行が比較的早く実現した背景には、もともと美濃市では、中学生の保護者と指導者によるボランティアによってスポーツ活動が続けられてきた経緯があり、指導者になった保護者もいるという。一つの部活動について地域社会人の指導（クラブ）と教員の指導（部活動）が並立する関係を20年以上継続してきており、「文科省が部活動の地域移行を計画した2020年の段階で、美濃市では既に部活動を保護者が運営するという素地はできていたので、それを背景に体制を整えていったという形」であるという。また、指導者は、基本は無償であるという[114]。

(2) 兵庫県神戸市

人口1,490,896人、公立中学校数82校、公立中学校生徒数33,842人[115]。

神戸市は令和8（2026）年9月をもって部活動を終了し、以降「神戸の地域クラブ活動」（＝「KOBE ◆ KATSU（コベカツ）」）を開始する。令和8（2026）年2月には、「神戸市立中学校に係る地域クラブ活動の推進に関する条例」（令和8年2月27日神戸市条例第26号）が制定された。中学校部活動の教育的意義を継承・発展させた「コベカツ」を総合的に推進し、生徒

---

(112)　スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業　令和6年度　地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業　岐阜県 美濃市」p.2. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250731-spt_oripara-000028776_3.pdf>

(113)　同上, p.7.

(114)　美濃市教育委員会教育振興課の新しい学校づくり推進室の小野木卓氏はインタビューに「みなさん、好きでやっているからなんです。子どもが好きでスポーツが好き。スポーツの楽しさを子どもたちに伝えたい、広めたい、スポーツ好きな子が増えてくれたら嬉しいという思いでやっている。教師に勝るとも劣らない、指導熱、教育熱を持った方が多いです」と答えている。（「岐阜県美濃市が部活の地域移行にいち早く成功した理由。指導者はボランティア、予算も最低限で実現」2026.2.2. パラサポウェブサイト <https://www.parasapo.tokyo/topics/127075>）

(115)　スポーツ庁「地域スポーツクラブ活動体制整備事業　令和6年度　地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業　兵庫県 神戸市」p.2. <https://www.mext.go.jp/sports/content/20250731-spt_oripara01-000028783_7.pdf>

の豊かな人間性の涵（かん）養及び活力ある地域社会の形成に寄与する活動にすることを目的としている(116)。令和 8（2026）年度予算には令和 7（2025）年度 2 月の補正予算を含めて約 18.6 億円が計上された。コベカツ支援基金の設置に 10 億円、会費負担の軽減（月 1,500 円）、参加者全員の保険料（年 800 円）などを内容とする(117)。スポーツ・文化芸術団体、大学、民間企業、NPO、地域団体など幅広い団体が、神戸市教育委員会の登録を経て活動主体（コベカツクラブ）となる(118)。2 次募集までで約 1,000 クラブが登録されており、会費は営利目的にせず各団体が必要な費用を賄うために設定されるもので、平均 3,200 円（0 ～ 9,000 円）(119)と想定されている。主な活動場所は、各中学校の施設（体育館、グラウンドなど）やコベカツクラブが所有する施設などが想定されている。移動手段は、公共交通機関の利用や必要に応じて保護者の送迎が想定されているが、部活動であった主要な種目については、生徒が在籍する学校又は自転車を使って 20 分程度で移動できる範囲の近隣校で活動できるよう活動団体の確保に取り組んでいるという(120)。

(3) 熊本県熊本市

人口 733,423 人(121)、公立中学校数 42 校(122)、公立中学校生徒数 19,389 人(123)。

熊本市は、学校部活動は継続しつつ「新しい学校部活動」を目指すこととした。令和 6（2024）年 3 月の熊本市部活動改革検討委員会の答申を踏まえたものである。答申は「学校部活動には教育的意義があることや地域の受け皿の確保が見通せない状況であること等を踏まえ、教職員や地域人材で指導を希望する者が指導することを前提に、本市の学校部活動は今後も継続させる。」とした上で、学校部活動の持続可能な運営体制の構築を図るため、4 つの基本方針の下、実現に向けた具体的施策が示された（基本方針：Ⅰ こどもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る、Ⅱ 学校部活動の教育的意義や役割を保持する、Ⅲ 指導者の確保を含む運営体制の充実を図る、Ⅳ 持続可能な運営費用を確保し、全ての指導者に適正な対価を支払う）(124)。

熊本市立中学校における新しい部活動の在り方として、地域と連携して学校部活動を継続し、拠点校部活動等を推進することで、子どもたちの活動機会の確保・拡充を目指している。指導者に報酬を支払うとともに、教職員については、指導を希望する者が兼職兼業の許可を得て指導を行うことで、負担を軽減する。地域や企業と積極的に連携し、地域に支えられた活動を展

---

(116) 「教育委員会事務局からのお知らせ」（「大会に関するコベカツクラブ情報交換会」第 1 部資料）2026.2.24, p.2. KOBE◆KATSU ウェブサイト <https://kobe-katsu.smartkobe-portal.com/images/kobekatsu_johokokankai_260224-25.pdf>

(117) 「令和 8 年度当初予算案のポイント」（市長定例会見）2026.2.16, p.26. 神戸市ウェブサイト <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/48584/2026yosannannnopoint.pdf>

(118) 神戸市教育委員会「「コベカツクラブ」のあり方についての方針―中学校部活動から「KOBE◆KATSU」へ―」2024.12, p.4. <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/65474/20241213_kobe-katsu_houshin.pdf>

(119) 「市長臨時会見」2026.2.10, p.9. 神戸市ウェブサイト <https://www.city.kobe.lg.jp/documents/83621/2026021021.pdf>

(120) 「部活動の地域展開　よくある質問と回答」神戸市ウェブサイト <https://www.city.kobe.lg.jp/a33992/bukatus/chiikiikou.html#qa>

(121) 熊本市政策局総合政策部データ戦略課「熊本市の推計人口（令和 8 年（2026 年）5 月 1 日現在）」<https://www.city.kumamoto.jp/kiji0032382/3_2382_up_sozb1jxi.pdf>

(122) 「令和 8 年度（2026 年度）熊本市立学校一覧 R8.4.1」熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361020/3_61020_504730_up_2c5wqylr.pdf>

(123) 「学年別児童生徒数（令和 8 年（2026 年）5 月 1 日現在）」熊本市ウェブサイト <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00361020/3_61020_506287_up_48xa75kt.pdf>

(124) 熊本市部活動改革検討委員会「新しい学校部活動の在り方について答申」2024.3.26, p.3. <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00316685/5_16685_398373_up_1M18RXHT.pdf>

開することとしている。新しい学校部活動に要する費用の試算額は約 6 億 5000 万円、受益者負担の試算額を月 3,000 円程度と想定している。新しい学校部活動は令和 9（2027）年度に開始される(125)。

Ⅲ　部活動をめぐる諸問題

本章では、ガイドラインの「Ⅳ　学校部活動の在り方」において取り上げられている学校部活動をめぐる幾つかの問題を取り上げる。

1　活動時間の適正化

部活動における活動時間の長時間化は、生徒の健康への影響、学業に充てる時間の減少その他の弊害が生じ、かねてから懸念されてきた問題である(126)。くわえて、教員の負担も増加させることから、活動時間の適正化は課題である。

公益財団法人笹川スポーツ財団が令和 7（2025）年に実施した調査によれば、中学校の運動部の平日、休日の活動時間及び日数は表 7 のとおりであった。平日の活動時間は運動部、文化部いずれも 2 時間程度、休日は 3 時間程度の割合が最も高かった。活動日数に関しては、運動部、文化部いずれも平日は 4 日、休日は 1 日の割合が最も高かった。

表 7　令和 7（2025）年調査　部活動の活動時間と日数（公益財団法人笹川スポーツ財団による調査）

（活動時間）

	平日		休日	
	運動部	文化部	運動部	文化部
30 分くらい	1.1%	2.9%	0.3%	0.6%
1 時間くらい	18.9%	40.3%	1.7%	4.7%
2 時間くらい	65.9%	50.0%	25.6%	18.2%
3 時間くらい	12.9%	6.4%	49.2%	51.0%
4 時間くらい	0.9%	0.3%	16.4%	18.5%
5 時間くらい	0.2%	0.1%	3.2%	4.1%
6 時間以上	0.1%	-	3.8%	2.9%

（活動日数）

	平日		休日	
	運動部	文化部	運動部	文化部
0 日	0.8%	0.2%	7.7%	61.1%
1 日	2.0%	12.1%	76.8%	36.4%
2 日	6.0%	17.9%	15.5%	2.5%
3 日	21.8%	22.5%		
4 日	49.3%	31.2%		
5 日	20.1%	16.1%		

（注）公立中学校（中高一貫校、義務教育学校を含む。）、私立中学校、国立中学校、その他の総計
（出典）公益財団法人笹川スポーツ財団「中学生のスポーツ活動と保護者の関与に関する調査」2025.11, pp.14-15. <https://www.ssf.or.jp/files/jhs_and_parents_2024_1.pdf> を基に筆者作成。

同財団の「子ども・青少年のスポーツライフ・データ 2025」では、運動部に関して、平成 29（2017）年以降の活動時間の傾向が分析されている。これによると 1 日当たりの活動時間は平日、休日共に減少傾向にあり、週当たりの活動日数も短縮傾向にあるという(127)。

(125)　熊本市教育委員会「熊本市立中学校における新しい学校部活動の在り方（概要版）」2025.3. <https://www.city.kumamoto.jp/kiji00363473/3_63473_up_zde4r5vy.pdf>
(126)　島沢優子『部活があぶない』（講談社現代新書 2432）講談社, 2017, pp.166-167.
(127)　公益財団法人笹川スポーツ財団『子ども・青少年のスポーツライフ・データ―4-21 歳のスポーツライフに関する調査報告書―　2025』2025, pp.96-97.

また、文部科学省が実施した「平成 29 年度 運動部活動等に関する実態調査報告書」には生徒がどの程度の活動時間を「好ましい」と考えるかというアンケートの結果が掲載されている。運動部、文化部共に、中学校生徒（私立含む。）が好ましいとする活動時間は、実際の活動時間より短い傾向にあるとされている(128)。

ガイドラインには、適切な活動時間、休養日等が示されている。これはスポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえて設定されたものであり、休養日は、週 2 日以上、1 日の活動時間は、長くとも平日は 1 日 2 時間程度、休日は 1 日 3 時間程度とし、週当たりの活動時間は 11 時間程度の範囲内となっている。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的･効果的な活動を行うこと、長期休業中に一定期間のオフシーズンを設定することが求められており(129)、今後の部活動改革においても、実態上、どの程度この基準に即した形での活動が定着するかという点は重要な課題と考えられる。

２　体罰及び暴言等の不適切な指導

部活動中の指導者による体罰や暴力、暴言等の不適切な指導は、これまで何度も明らかになっており、時に生徒の生命・心身への深刻な結果を生じさせ、かつ後を絶たない(130)。

体罰は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 11 条において明確に禁じられている(131)。平成 24（2012）年 12 月に発生した大阪の市立高校の部活動中の体罰等を背景とした生徒の自殺という重大事案を受け、文部科学省は、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」を発出し、同通知の中で、部活動についてもそれが学校教育の一環であって、体罰の禁止は当然として「指導と称し、部活動顧問の独善的な目的を持って、特定の生徒たちに対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導は教育的指導とは言えない」とした(132)。当時の体罰事案の実態調査(133)では、体罰が行われた体罰時の状況別の件数の割合が集

---

(128)　文化庁「文化部活動の現状について」2018.7, p.10. <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/01/pdf/r1407482_03.pdf>; スポーツ庁　前掲注(9), pp.101-105.

(129)　文部科学省　前掲注(36), p.28.

(130)　令和 6（2024）年 6 月に新潟県立高校の柔道部に所属していた高校 3 年の男子生徒が自殺した事案について、県教育委員会の第三者委員会は、部顧問の男性教諭による度重なる叱責が男子生徒を追い詰めた「指導死」と認定し、発表したと報じられた。（西村奈緒美「新潟の高 3 男子生徒自殺、「指導死」認定　柔道部顧問が度重なる叱責」2026.4.27. 朝日新聞ウェブサイト <https://www.asahi.com/articles/ASV4W2QNCV4WUOHB003M.html> など）令和 7（2025）年 10 月、茨城県下の公立中学校で勤務する剣道部の顧問教員が、練習中に部員を突き飛ばすという暴行を加え、脳脊髄液漏出症を発症させた等の疑いで逮捕された事例がある。事件は令和 5（2023）年に発生しているが、当時、教員は、市教育委員会から事実上の懲戒（文書訓告）を受けたのみで、正式な懲戒処分には至っていないという。坂田仰淑徳大学教授は、体罰に対する学校現場と一般社会の温度差の問題を指摘している。（坂田仰「指導と体罰の境界線」『内外教育』7300 号, 2026.1.23, p.19.）

(131)　「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」（第 11 条）法令上体罰の意味や範囲についての定めはないが、旧法務庁が示した「児童懲戒権の限界について」（昭和 23 年 12 月 22 日長官回答）によれば、「学校教育法第 11 条にいう体罰とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する」として、なぐる・けるなどの身体に対する侵害のほかに、端座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒がこれに当たるとしている。（文部省大臣官房総務課法令研究会編『学校管理運営実務必携　第 11 次改訂版』第一法規出版, 1991, p.351.）

(132)　「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」（平成 25 年 3 月 13 日 24 文科初第 1269 号）文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm>

(133)　国公私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の合計。体罰時の状況について全校種の合計では、授業中が 31.8%、部活動が 30.5% となっている。「体罰の実態把握について（第 2 次報告）」2013.8.9. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/__icsFiles/afieldfile/2013/08/09/1338569_01_2_1.pdf>

計されている。中学校（国公私立）では授業中 24.5% に対して部活動 38.3%、高等学校では授業中 21.3% に対して部活動 41.7% と部活動の場面での体罰が多かった。

令和 6（2024）年度の調査[134]では、全校種に関する体罰事案の総件数は 419 件、威嚇的な暴言など不適切な指導等は 693 件となっている。体罰時の状況の割合は、中学校（国公私立。以下、この項において同じ）については、1 位が授業中で 44.0%、次いで部活動が 23.0% である。高等学校については、1 位が授業中で 40.8%、次いで部活動が 34.1% である。「不適切な指導」が発生した場面別の割合は、中学校については、1 位が授業中で 42.0%、次いで部活動が 25.0%、高等学校においては、授業中の割合が 34.7% であるのに対し、部活動の割合が 41.8% で 1 位となっている。

ガイドラインは、指導者登録制度を設け、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示している[135]。

部活動における暴力的指導の問題は、その背景として様々な要素が指摘されており[136]、根が深い問題である[137]。

3　部活動中の事故への対応

JSC が作成した資料によると、令和 6（2024）年度に医療費の給付を行った中学校における災害発生件数（負傷・疾病の件数）は、「課外指導中」に最も多く発生（44.5%）しており、「課外指導」のほとんどは「体育的部活動」によるものであるという[138]。部活動（主に運動部）中における事故事例は、指導者の指導内容が不適切な場合、施設管理が不適切な場合、自然災害による場合などが考えられる。事故予防と安全管理が重要であり、指導に必要な知識・技術の習得や生徒の健康状態の把握、適切な施設設備の維持管理などが求められる[139]。

---

⑬④　国公私立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含む。）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を含む。）が調査対象。全校種では、体罰については授業中 50.1%、部活動 20.8% の順である。不適切な指導等については、授業中 47.5%、部活動中 24.1% となっている。（「体罰等の実態把握について（令和 6 年度）」2025.12.22. 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/content/20251217-mxt_syoto01-000046407_53.pdf>）

⑬⑤　「「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」（文部科学省　前掲注⑬⑥, 別冊資料①, p.14.）

⑬⑥　例えば、東京都では、体罰が繰り返される構造について、教員、生徒、学校文化、社会風土という 4 つの視点から具体的な問題点を整理している。（東京都「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」2023.3, p.39. <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/04_2_4>）島沢　前掲注⑫⑥では、暴力的指導を是とする指導者の意識、保護者の子供への期待からくる「部活熱」、学校側の知名度向上のための勝利至上主義など、体罰等の要因・背景等に関する実態が報告されている。（第 5 章「ブラック部活の正体」など）

⑬⑦　高峰修明治大学政治経済学部教授は、我が国のスポーツ界においては、こうした「指導者の暴力・暴言やハラスメント的言動が問題視され続けており，この課題が解決したとは言い難い状況」にあるという。そして、部活動が地域に展開された後でも、事態がより深刻化する可能性があるとし、今後の部活動改革においても、「スポーツ指導者が抱える倫理的な課題，特に競技者にとっての安心・安全に関する課題は，…これまで以上に重要性を増し，日本のスポーツ界をあげた課題解決に向けた本格的かつ集中的な取り組みが望まれる」と指摘している。（高峰修「部活動地域移行にみる生徒の安心・安全課題についての検討―地域スポーツ現場で起こった性的暴行事例を参考に―」『年報体育社会学』6 巻, 2025, p.94. <https://www.jstage.jst.go.jp/article/arspes/6/0/6_25-06-001/_pdf>）

⑬⑧　独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部『学校等の管理下の災害　令和 7 年版』2026, p.101. <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R7_gakko_kanrika_saigai/R7-gaikyo.pdf>

⑬⑨　白井久明ほか『Q&A 学校部活動・体育・スポーツの法律相談―事故予防、施設管理、部活動・スポーツイベントの運営、注意義務、監督者責任、部活指導員、地域移行―　改訂』日本加除出版, 2025, pp.48-62, 69-71.

発生した事故に関する教員の不法行為責任については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条の規定により公務員個人は被害者に対して直接責任を負わないとされている。一方で、地域クラブ活動において指導する教師等に国家賠償法の適用はないため、民法上の損害賠償義務を負うことになり、教師等に委託（委嘱）する地域スポーツクラブは賠償保険に加入することが必要とされている(140)。

生徒の傷害保険については、学校管理下で発生した事故の場合、JSC が運営する「災害共済給付制度」がある。JSC と学校の設置者との契約により、児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）に対して、医療費、障害見舞金及び死亡見舞金を支給する制度である。JSC の統計によれば、令和 6（2024）年度の災害共済給付契約に基づく児童生徒等の加入割合は 94.8% である(141)。

今後の部活動の地域展開に関連して、同制度がどのような取扱いになるかについて、JSC が作成した「災害共済給付における部活動の地域展開に関する Q&A」によるとおおむね次のとおりである。地域クラブ活動を行う団体等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）第 3 条に定める学校及び附則第 8 条に定める保育所等には該当せず、災害共済給付制度の加入対象とはならない。地域クラブ活動中に発生した災害は、学校の管理下とは認められず、ゆえに給付の対象にはならず、地域クラブ活動の運営主体が責任を負うことになる。教員が教育委員会に兼職兼業の許可を得て、地域クラブ活動時に指導者として地域クラブ活動に参加する生徒を指導する場合であっても、学校の管理下の活動とは認められず、給付の対象にはならない(142)。

このため、地域クラブ活動においては、例えば公益財団法人スポーツ安全協会が運営するスポーツ安全保険に加入するといった方法が必要とされる(143)。地域スポーツクラブにおけるリスク管理に対する意識啓発と対策措置が必要であるとともに、自治体、国には十分にその周知や支援が求められる。ガイドラインにおいても、地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いの説明がある(144)。

４　過剰な競技重視・勝利至上主義の弊害

戦後、既に昭和 23（1948）年には、文部省は児童生徒の対外試合を規制する通達(145)を発出し、中学校では（対外試合は）宿泊を要しない程度の小範囲のものにとどめ、むしろ校内競技に重点を置くなどとしていた。昭和 39（1964）年の東京オリンピックを控え、対外試合の規制が緩和され、規模や回数が拡大されていった。

全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、財団法人日本中学校体育連盟等によって平成 13（2001）年に決定された申合せ文書では、運動競技会の参加回数等について、「中学校の

---

(140)　白井久明「教師の不法行為責任」同上, pp.24-26.
(141)　独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部「令和 6 年度（2024 年度）災害共済給付状況」p.2. <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyufu_1/pdf/03_R6_kyufu_kakutei.pdf>
(142)　独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付における部活動の地域展開に関する Q&A」pp.1-2. <https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kyufu_1/pdf/05_bukatsu_tennkai_qa2.pdf>
(143)　高松政裕「第 3 章　事故と保険」白井ほか　前掲注(139), p.134.
(144)　「地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて」（文部科学省　前掲注(36), 別冊資料②, p.9.）
(145)　「学徒の対外試合について（昭和 23 年 3 月 20 日発体 75 号）」井上一男『学校体育制度史―体育カリキュラムの歴史的考察―』大修館書店, 1959, pp.436-437.

運動競技会は、都道府県内における開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から、各競技につき、それぞれ年間1回程度とする。」としたほか、競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことができるとした上で、中学生については、文部科学省（文部省）と財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができるとしている(146)。

同通知は規模、日程などが児童生徒の心身の発達からみて無理がないように留意することや、生徒本人の意志、健康及び学業などを十分配慮するとともに、その保護者の理解をも十分得るよう関係者に求めているが、依然として、過剰な競技志向、何よりも勝利を優先するいわゆる勝利至上主義的志向によって生じる弊害が指摘されている(147)。

友添秀則環太平洋大学教授は「教育の論理を逸脱した過剰な競技志向の運動部が生まれる背景には多様な問題があるが、まずは運動部活動を教育の論理の範疇を超えて利用しようとする学校側と運動部を選手養成の場や機関とみなす競技団体の双方の思惑、そしてまたその利害の一致を挙げなければならない。このような競技の論理の優越が、勝利がすべてに優先されるという悪しき勝利至上主義を生み出し、運動部における暴力を引き起こす温床となることを肝に銘じておく必要があるだろう」と指摘している(148)。

ガイドラインにおいては、地域クラブ活動の在り方として、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意すべきことを示している(149)。

5　大会・コンクールの在り方と見直しの動き

地域クラブ活動への展開後も生徒が各種大会に参加できる機会を確保するという点も課題になっている。ガイドラインでは、大会・コンクール等への参加資格を地域クラブや複数校合同チーム等に与える動きの促進が求められているが(150)、全国中学校体育大会（以下「全中大会」）の参加資格には「認定地域クラブ活動」の特例(151)が設けられている。また、ガイドラインでは、競技性にとらわれず、生徒の参加機会の拡大等に資するよう、例えば、リーグ戦の導入の検討も推奨されている(152)。

大会主催者側の動きとして、令和6（2024）年、公益財団法人日本中学校体育連盟は、全中大会において9競技（20競技中）の大会に関して、令和9（2027）年度から開催しないことを決定した。少子化に加え、学校の働き方改革や暑さ対策などの課題解決が進んでいない現状を

---

(146)「「児童・生徒の運動競技について」の文部省通知廃止に伴う新たな児童生徒の運動競技についての取り扱いについて」日本高等学校野球連盟70年史編修委員会編『公益財団法人日本高等学校野球連盟70年史　資料編』日本高等学校野球連盟, 2018, p.139.

(147)「生徒や保護者、指導者が、より上を目指そうとして、練習の長時間化・過熱化やそれによる怪我や故障を招き、また中には勝利至上主義による暴言や体罰、行き過ぎた指導等が生じる一因となっている。」（下線は原文のまま）（「大会の在り方について」（運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）配付資料　資料1）2022.2.28, p.2. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20220301-spt_sseisaku02-000020896_02.pdf>）

(148)　友添秀則「これから求められる運動部活動とは」同編著『運動部活動の理論と実践』大修館書店, 2016, pp.4-5.

(149)　文部科学省　前掲注(36), p.7.

(150)　同上, p.30.

(151)「運営の基本と大会開催基準（令和8年度）」公益財団法人日本中学校体育連盟ウェブサイト <https://nippon-chutairen.or.jp/cms/wp-content/uploads/2026/04/ 運営の基本と大会開催基準（令和８年度）%E3%80%80.pdf>

(152)　文部科学省　前掲注(36), pp.30-31.

踏まえた(153)という。中澤篤史教授は「全中大会の問題点は、競技も参加者も増えて人員が足りないこと。学校の教員はあくまで授業が仕事ですが、部活動の顧問としての指導も行っている状況です。大会があれば引率もしますし、全国大会となればその分、負担も大きく」なると指摘している(154)。

上記4で確認した過剰な競技志向、勝利至上主義がもたらす様々な弊害との関連で、そもそも小学生や中学生において全国大会は不要ではないかという議論(155)も行われている。

ガイドラインでは、大会等の運営において教師に過度な負担をかけない対策として、主催団体の職員による運営や外部委託など、適切な体制の整備が求められている(156)。自治体側も大会の課題として感じている事項として、「大会参加の在り方」、「大会運営の在り方」を挙げる(157)。

6　次期の学習指導要領に向けた検討

次期学習指導要領の実施年は、令和13（2031）年（中学校）とされている。この年は「改革実行期間」の最終年でもある。そうした中、スポーツ庁に設置された「学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ」は、令和8（2026）年2月8日に第1回の会合を開き、次期学習指導要領における部活動の位置付けに関する議論を開始した。第2回の会合においては、学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する、WGの取りまとめ文書のたたき台（以下「たたき台」）(158)が提示された。

「たたき台」では、「当面、学校が主体となる「部活動」と、学校以外の団体等が主体となる「地域クラブ活動」が併存することとなることから」、そうした実態も踏まえて、学習指導要領の改訂において、学校が主体となる「部活動」に加え、学校以外の団体等が主体となる「地域クラブ活動」に関しても、あわせて記載を行う必要があるとの方向が示された(159)。一方で、部活動を学校から切り離して地域に移行するという政策の下で、学習指導要領からも部活動に関する記載を削除すべきとの意見もある(160)。

---

(153)「9競技は全国大会廃止　中体連　継続競技も規模縮小」『日本教育新聞』2024.6.17.

(154)　また、中澤教授は「現場の肥大化した競技システムのあり方、部活動全般の改革が求められている中で、全中大会の縮小は、時代の流れに沿ったやむをえない決断だった」とも指摘している。（吉田渓「全国中学校体育大会が2027年から規模縮小【9競技削減】へ―交錯する中体連と競技連盟の思惑の中で見直し進む、＜中学生の「日本一」の価値＞」2025.10.13. 東洋経済オンライン <https://toyokeizai.net/articles/-/906082?page=5>）

(155)　吉田智彦「運動部活動の地域移行に関する検討会議（第4回）に係る意見書」（運動部活動の地域移行に関する検討会議（第5回）配付資料　参考資料3）2022.3.29, p.1. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20220329-spt_sseisaku02-000021565_10.pdf>;「全国大会、中学生まではいらないのでは　オリンピアン・為末大さんの提言」『朝日新聞』2022.3.28; 有山篤利「行き過ぎた勝利至上主義に「待った！」小学生柔道全国大会廃止の先にあるもの」2022.9.16. OTEMON VIEW ウェブサイト <https://newsmedia.otemon.ac.jp/2573/>

(156)　文部科学省　前掲注(36), p.31.

(157)「運動部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月）」前掲注(51), p.44;「文化部　学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（確定値）（令和7年5月）」前掲注(52), p.44.

(158)「学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて（たたき台）」（学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ（第2回）配付資料　資料1-1）2026.3.3. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20260226-spt_oripara-000047554_0101.pdf>

(159)　同上, pp.1-2.

(160)「学習指導要領総則への記載によって、部活動を学校の教育課程としての活動であるかのように誤認する教育公務員が少なからず存在し、学校部活動の必置や生徒への強制加入、教員の長時間労働など、不適切な運用が行われる根拠とされてしまっています。」との指摘がある。末冨芳「第5回会議の議題に関する意見書」（運動部活動の地域移行に関する検討会議（第5回）配付資料　参考資料1）2022.3.29. スポーツ庁ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/sports/content/20220329-spt_sseisaku02-000021565_8.pdf>

おわりに

令和5（2023）年度からの3年間の改革推進期間が終了し、この間の関係者の努力によって既に平日も含めて地域展開が完了、あるいは令和8（2026）年度中の完了を予定している自治体も現れてきている。今後改革実行期間内に、地域展開等が進捗し、生徒のスポーツ・文化芸術活動を経験する機会の態様や、教員の関与の在り方にも、地域ごとに様相が異なり、場合によっては地域差として、課題が生じてくる可能性もある。くわえて、体罰、暴力的指導、不適切な指導の例は後を絶たず、また、部活動中の事故対策などの生徒の安全に係る対応を始めとする、従来から指摘されてきた諸課題への対応は、地域クラブ活動へ展開後も改善への取組が求められている。これらも含めて、改革実行期間中に予定されている中間評価、今後のフォローアップの重要性が高まると考えられる。

（いとう　よしたか）